

本市の成年後見制度利用支援事業について

1 内容

(1) 成年後見人等選任の申立て

身寄りのいない高齢者や障害者が、判断能力が十分でないため財産管理ができない場合などに、財産の管理などを代わりに行う成年後見人、保佐人または補助人の選任の申立てを、市長が家庭裁判所に行う。

【対象者】

- ① 高齢者（65歳以上の人）、知的障害者又は精神障害者である。
- ② 自己の財産の管理・処分や医療・介護・障害福祉サービスの契約を行う能力が十分でない。
- ③ 成年後見人等選任の申立てを行う配偶者及び四親等以内の親族がいない。

※その他、市長が本人の福祉のために必要と認めた場合も対象

(2) 成年後見人等への報酬の支払い助成

資力が十分でなく、成年後見人等への報酬の支払いが困難な人（被後見人、被保佐人又は被補助人）に、報酬相当額を助成する。

【対象者】 広島市内に居住し、次のいずれかに該当する人（報酬助成の申請時点）

- ① 生活保護を受けている。
- ② 中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている。
- ③ 収入・資産等の状況から上記①、②と同等の状態であると認められる。

※成年後見人等が被後見人等の親族の場合は対象外

2 実績（過去5年分）

事業名	担当	区分	実 績				
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
成年後見制度 利用支援事業	高齢	申立て件数（件）	37	37	48	69	71
	知的		統計なし		4	2	3
	精神		4	3	2	5	1
	高齢	報酬助成件数（件）	24	34	34	65	78
	知的		統計なし		3	7	17
	精神		8	9	10	9	14